

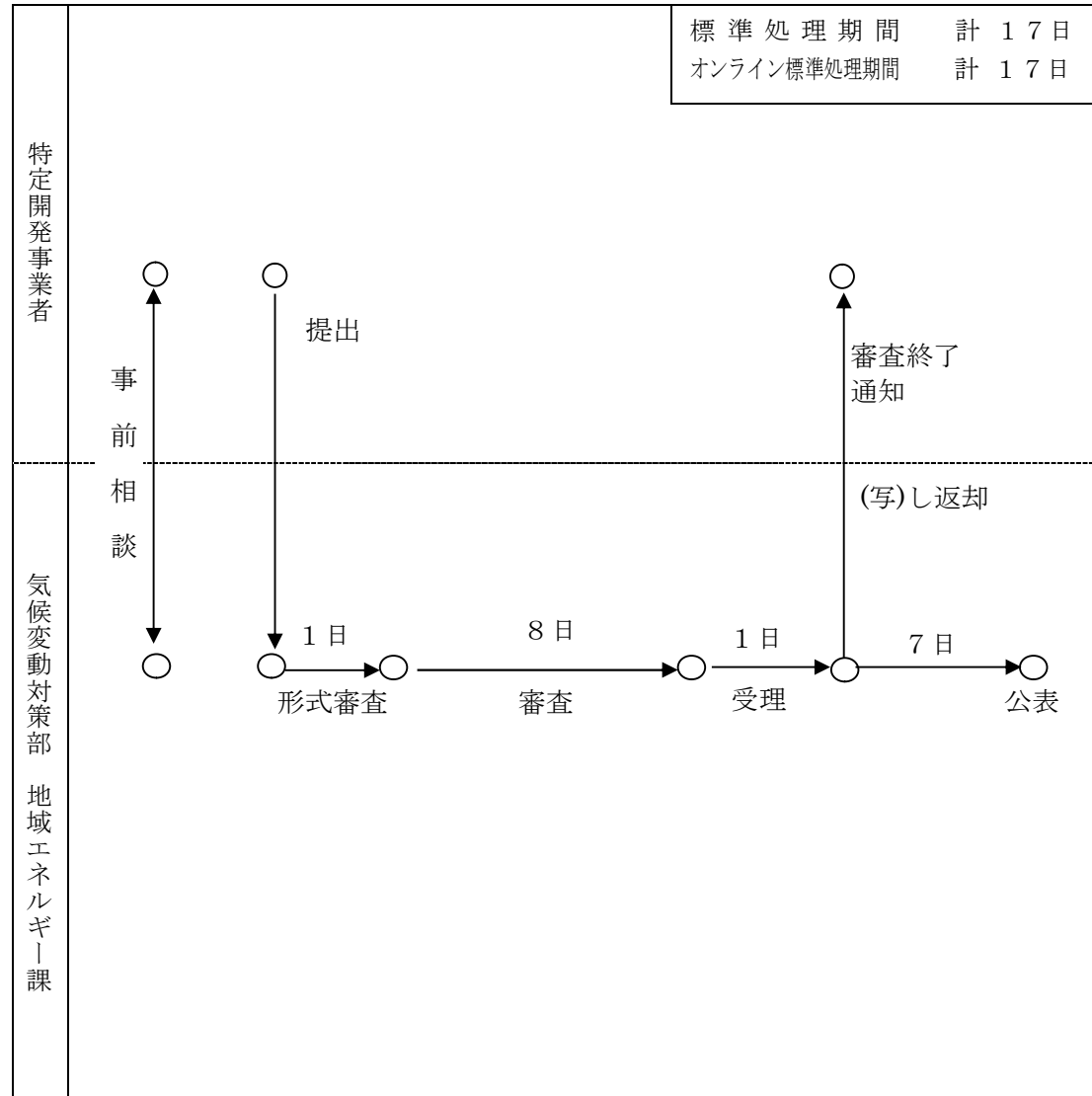
(令和6年11月1日現在)

事務処理フロー図

作成部署 環境局 気候変動対策部 地域エネルギー課 熱供給担当 電話 42-772

事務名 特定開発区域等脱炭素化方針の提出

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	記載方法、評価基準などについて事前の御相談に応じます。
2	形式審査	特定開発区域等脱炭素化方針の記載事項、添付書類漏れ等について審査を行います。
3	審査	記載内容について、環境確保条例及び特定開発区域等脱炭素化指針に適合したものであり、かつ正確であるかを事業者に対してヒアリング等を行い審査します。
4	受理	記載内容が環境確保条例及び特定開発区域等脱炭素化指針に適合していることを確認し、正本とその写しを受付台帳に登録します。
5	公表	受理した方針の概要をインターネット上で公表します。
備考	・必要な添付資料が添付されない場合などは、標準処理期間以上の期間を要します。 ・事前相談に要する期間は、標準処理期間に含みません。	